

生徒心得

この生徒心得は本校の教育目標をもとに、高校生活を通じて豊かな人間性をつちかうための基準を具体的に示したもので、学校の内外を問わず、常に心がけなければならないものです。勉学に励み、ホームルーム活動に自主性を活かし、部活動に積極的に参加し、健康と安全に留意し、施設物品の愛護に心がけ、服装・態度・言葉づかいに節度を守り、正しい人間関係を保つことにより、明るく楽しい高校生活を送るようにしましょう。

I 校内生活について

- (1) 登校に際しては、ホームルーム開始時 5 分前までに教室に入る。
- (2) 登下校時および学校教育活動における服装は服装規定による。
- (3) 登校時から下校時までの間は、無断で校地外に出ない。
- (4) 下校時間は、HR 担任・学年・部顧問の指示に従うこと。
- (5) 学習に必要な物品以外は学校に持参しない。所持品には記名し紛失・盗難のときはすみやかに届け出る。
- (6) 緊急の場合以外、携帯電話の呼出しには応じない。
- (7) 教室内の整理・整頓に心がけ、私物を教室内に放置しない。
- (8) 校舎内外の設備・備品の取扱いは丁寧にし、破損したり、あるいは破損箇所を発見したときは、直ちに担任・顧問に届け出て指示を受ける。
- (9) バイク・自動車による登下校は禁止する。(運転免許証の取得は、原則として禁止する) 列車通学の者等で 特に自転車の使用が必要な者は願い出て、許可を得る。(自転車による通学心得は細則による)
- (10) 休日・祝祭日および特に指定された日は登校できない。但し学校の許可を得た場合はこの限りではない。
- (11) 携帯電話は登校したらすぐに電源を切り、HR 担任や教科担任等の指示がある以外は放課後まで使用してはいけない。

II 校外生活について

- (1) 外出中は、本校生 にふさわしい服装で常に身分証明書を携行する。
- (2) 外出時間は、おそくとも午後 10 時までとする。
- (3) 北海道青少年保護育成条例および高校生として 禁止されている箇所への出入りを 禁止する。
- (4) 外泊は原則として禁止する。
- (5) 対外行事への参加(部活動を除く)、各種団体に属し、その団体の行事に参加する者は、事前に保護者の承認を得て、所定の手続きをとる。但しつぎのような場合が予想されるときは参加を認めない。
ア. 不健全な行事 イ. 学業に支障をきたすもの
- (6) アルバイトは禁止する。やむを得ない場合は所定の手続きをとる。
- (7) 休日中の登校・他校訪問・部活動としての対外行事への参加・学校行事の際は、生徒心得に従う。

III 服装について

服装・容儀は、質素・清潔・端正を旨とする。

1 制服について

学校生活およびこれに準ずる行事においては、本校指定の制服を着用する。

(1) 男子

黒の詰襟標準学生服（日服連認証マークのついたもの）とし、学生服ズボンの加工はしない。校章の入ったボタンをつける。

(2) 女子

紺のセーラー服（胸当なし）、ひだスカート（ひだ 24 本前後・ポケット付）とし、上着丈を短くしたり、スカートの丈等を加工したりしない。また、腹部のベルトを折り曲げて短く着用してはいけない。スカート丈の下端の基準の上限は膝頭とする。上着の襟・胸ポケット・袖口に白線 2 本（巾 4~5 mm, 間隔 4mm, 袖口から 15mm）、ネクタイは黒色の三角ネクタイを用い、靴下は黒色のストッキングとする。但し、入学式・卒業式および周年行事の式典などの儀式的行事以外は、以下のものについても認める。

ア. ベージュ系のストッキング。

イ. 白ソックス。

ウ. 黒または紺の単色のソックスおよびハイソックス。

(3) バッジは入学時に指定されたものを卒業時まで使用する。男子は襟、女子は左胸ポケットにつける。

2 夏期服装について

(1) 男子

上衣に白半袖開襟シャツまたは、白ワイシャツの略装とし、左胸ポケットにバッジをつける。

(2) 女子

上着は白セーラー服（半袖でもよい）とし、襟は制服と同じものとする。左胸ポケットにバッジをつける。靴下は白ソックスとするが、黒または紺の単色のソックスおよびハイソックスも認める。

3 コートについて

通学にふさわしい華美でないものとする。

4 女子のカーディガンについて

女子のカーディガン（セーター、ジャージ、スウェット、パーカー等を含めない）は、黒・紺・グレーの単色とする。ただし、儀式や全校集会等への参加時には、カーディガンを着用しない。

5 履き物について

(1) 校舎外では、革靴類または、運動靴を用いる。また、下駄、サンダル類の使用はしないこと。

(2) 校舎内では、学校指定の靴を用いる。

6 頭髪・髪型について

頭髪は清楚にし、加工しない。

7 その他

(1) 化粧は禁止する。またペンダント、ピアス、マニキュア、ブレスレット、指輪等学校生活に関係ない装飾品は身につけないこと。

(2) 学校生活に関係のない物の持込はしないこと。

IV 諸届について

(1) 欠席の場合は当日の朝までに、保護者を通じて担任に連絡する。

(2) 忌引による欠席は下記の日数により、(1)に準じて届け出る。

父母の場合

7 日以内

祖父母・兄弟姉妹・及び同居親族の場合 3日以内

その他の親族の忌引 1日

父母、祖父母、兄弟姉妹、及び同居親族の法要 1日

- (3) 遅刻・早退・登校後の外出については生徒手帳に記載の上、担任の承認を受ける。(遅刻者は入室許可紙を教科担任に提出すること)
- (4) 下宿生は「下宿環境調査書」を担任を経て生徒指導部に提出する。
- (5) 規定外の服装をしなければならないときは、「異装願い」を担任を通じて生徒指導部に提出し、承認を受ける。
- (6) アルバイトをする場合は、「アルバイト願い」を保護者を通じ、担任を経て、生徒指導部に提出し、校長の承認を受ける。
- (7) 自転車による通学は禁止する。ただし、最寄りの交通機関の駅までの通学路が安全であり、かつ「自転車通学願」を保護者の承諾を得て、担任を通じ、生徒指導部へ提出し、校長の許可を得た者に限り、最寄りの交通機関の駅までの自転車使用を認める。自転車による通学が認められる期間は、4~10月(11~3月禁止)とする。
- ア. 自宅から最寄りの駅まで距離が遠い場合
- イ. その通学路に、他の交通機関がない場合。また、あっても不便で、自転車使用にあたって安全である場合。
- (8) 在学中の車両免許取得は原則禁止である。ただし、3年生において以下の要件を満たす場合、許可をする。
- ① 進路が決定した者。
- ② 学校生活に支障がない者。
- ③ 車両免許の取得可能な時期は、家庭学習期間(2月)に入ってからとすることに同意できる者。ただし、特別な事情により冬季休業中から車両免許取得を希望する場合は別途審議する。
- ④ 卒業式以前に車両免許を取得した場合、卒業式終了まで運転しないことと車両免許証を保護者が確実に保管するということに同意できる者。車両免許の取得をする場合、「車両免許取得願」を保護者の承認を得て、担任を通じ、生徒指導部へ提出し、校長の許可を得る。
- (9) 校内における集会および文書配布はあらかじめ責任者を明示の上、担任または顧問を通じて、生徒指導部に届け出て、校長の承認を受ける。但し、次のものは認められない。
- ア. 学校の正常な運営を妨げ、秩序を乱すもの。
- イ. 学友会の民主的運営を妨げ、秩序を乱すもの。
- ウ. 個人や団体を中傷したり、誹謗するもの。
- (10) 校外における集会についての届け出等については下記にしたがって諸届け出を、保護者の了解を得て担任に届け、生徒指導部を経て校長の承認を受ける。
- ア. 自主的計画による集会
集会届、添付書(計画書、行動表等)
- イ. 校外団体の集会への参加
参加届、添付書(実施要項等)
- ウ. 社会教育施設での研修……
参加届、添付書(集会・研修の実施要項等) 上記において、宿泊を伴う場合は「旅行届」も提出する。また、付添を要する場合もある。

(11) 旅行・海水浴・登山・キャンプについて

ア．日帰りの場合には、届け出を必要としないが、保護者の了解を得る。

イ．宿泊を伴う場合には、事前に保護者を通じて「旅行届」と「計画書」を担任を経て、生徒指導部に提出し、校長の承認を受ける。この場合、保護者かこれに準ずる者または教育関係者の付添を必要とする場合がある。

ウ．私事旅行の実施にあたっては、保護者の了解を得、担任を通じて「旅行届」を生徒指導部に提出する。（実施の一週間前までを原則とする）

(12) 諸掲示物の掲示は生徒指導部の許可を受ける。

(13) 放送を行う場合は、あらかじめ、担任または顧問の許可を受ける。

(14) 部外者を校内に伴う場合はあらかじめ、担任または顧問に届け、校長の承認を受ける。

注 (11), (12)については、部、同好会単位のもは生徒会指導部の管轄、その他のものについては、生徒指導部の管轄とする。